	豚及びいのししに係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物	鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類に係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物
	一～六　（略）	一～六　（略）
	七　肉又は臓器を原料とする加工品及びその容器包装（前号に掲げる物を除く。）	七　肉又は臓器を原料とする加工品及びその容器包装（前号に掲げる物を除く。）
九　肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードに限る。）のうち農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの及びその容器包装	一～五　（略）	一～三　（略）
	六　肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードを除く。）のうち第一号から第三号までに掲げる肉又は臓器を原料とするもの及びその容器包装	四　肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードを除く。）のうち第一号及び第二号に掲げる肉又は臓器を原料とするもの及びその容器包装
	七　肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードに限る。）であって農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの及びその容器包装	五　肉又は臓器を原料とする加工品（ペットフードに限る。）であって農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する

	豚及びいのししに係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物
	一～六　（略）（新設）	一～六　（略）（新設）
		七　（略）
（新設）	一～五　（略）（新設）	一～三　（略）（新設）
	（新設）	（新設）